

販路拡大等支援事業・学校給食型に関する手引き  
(多核種除去設備等処理水風評影響対策事業)

令和5年11月14日  
公益財団法人水産物安定供給推進機構

## I 総論

多核種除去設備等処理水風評影響対策事業販路拡大等支援事業・学校給食型は、多核種除去設備等処理水（以下「ALPS処理水」という。）の海洋放出に伴い、仮に風評被害が生じた場合でも、水産物の需要減少への対応を機動的・効率的に実施することにより、漁業者の方々が安心して漁業を続けていくことができるよう、漁業者団体等の申請者が学校給食・子ども食堂等へ水産物を提供する事業であり、申請が認められたものについて実績に応じて補助金を交付します。

## II 手続き等

本事業の申請等の主な手続は、次のとおりです。

- (1) 申請者は、対象とする水産物の卸売数量・価格等のデータ収集、当該水産物の調達に関する物流・商流の確認、提供予定先となる小中学校（学校給食）、中学生以下の生徒児童を対象とした子ども食堂（子ども食堂）の取りまとめや合意、提供する水産物の荷姿・規格の決定等を行い、申請書を公益財団法人水産物安定供給推進機構（以下「機構」）と相談・協議して作成し、機構に申請書を提出します。

※ 申請の相談（申請書の案）をいただいてから提出まで1か月程度を要します。

- (2) 機構は、受領した申請書を第三者委員会に諮り、第三者委員会の審査の結果を経済産業省に協議のうえ、採択又は不採択の結果を申請者に通知します。

※ 申請者におかれましては、第三者委員会にご出席いただき、第三者委員からの質問にお答えいただくことがあります。

- (3) 採択通知を受けた申請者は、機構の指定する期間までに補助金交付申請書を提出し、機構による補助金交付決定通知を受け、事業を開始します。

※ 正式な申請書を受領してから交付決定まで1か月を要する場合があります。

- (4) 申請者は、事業が完了した後、補助金実績報告書及び収益状況報告書を機構に提出し、補助金を精算します。

※ 精算する補助金の額は、補助金交付決定通知記載の補助金交付決定額と事業の実績により算出された補助金額のいずれか低い額です。

### Ⅲ 学校給食型の要件等

1. 本事業の申請者は、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、独立行政法人、その他法人格を有しない団体で機構が必要と認める団体です。

※ 申請書の作成や第三者委員との質疑応答には、対象とする水産物、物流、商流等に関する知識が求められますので、だれが申請主体となるのかを含め調達先や給食関係者等とともにご検討ください。

2. 対象水産物は、「申請直前の1か月以上の期間における産地卸売市場等の取引価格が、ALPS処理水の放出以前の同期間の価格と比較して原則7%以上下落している水産物であって、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響を受けていると認められる水産物」です。

※ 取引価格とは、産地卸売市場等が公表している月別価格のことを指します。

※ 風評の影響については、対象水産物や水揚地、加工地域等に風評の影響が及んでいることを示す新聞報道等を添付してください。

※ 申請書には、対象とする水産物の水揚地域における卸売数量・価格の推移、輸出動向等から風評影響による価格下落と考えられることを記載してください。

### 3. 補助対象経費等

(1) 本事業の補助対象経費は、次のとおりです。

補助対象経費	説明
賃金	事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、事業実施者が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業実施者の負担する経費です。 単価については、事業実施者の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づくものとしてください。 申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料を添付してください。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにしてください。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当では認めません。
需用費	事業を実施するために必要な消耗品、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、包装資材費、輸送費、インターネットサイト登録料等とします。
役務費	事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、試作等を専らおこなう経費とします。
対象水産物の加工賃	調達した対象水産物を学校給食等に提供するために必要となる加工賃とします。

賃借料及び使用料	事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料とします。（事業実施者が所有するものを使用する場合を除きます。）
委託費	事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費とします。
通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、電話等の通信に係る経費とします。インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は認めません。
対象水産物の調達費	事業の実施に当たり使用する対象水産物を調達するのに必要な経費とします。（対象水産物の納入代金など）

(2) 補助率は10/10です。

(3) 補助金額は、学校給食については上限1億円・下限100万円です。子ども食堂等については上限3,000万円・下限50万円です。

(4) 1人あたりの対象水産物の調達費に係る補助金は上限1,000円です。

※ 調達費を提供食数で除して求めます。申請に当たっては、本事業による提供を予定している提供予定先の小中学校名・児童生徒数を一覧とした表の提出をお願いします（子ども食堂等も同様）。

(5) 各施設における実施回数は原則2回までになります。

※ 一人あたり2食までです。

(6) 原則として交付決定後の事業着手となります。

※ 交付決定前に事業に着手しなければならない場合は、個別具体的に機構にご相談ください。なお、交付決定前に提供したものについては補助対象外です。

#### 【本件に関するお問い合わせ】

機構 HP 記載の Google フォームよりお願いします。

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdy2o9piF-9D9vGirVkrxH-MLP2N-6FQban\\_-UDNLU-qvj0pQ/viewform](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdy2o9piF-9D9vGirVkrxH-MLP2N-6FQban_-UDNLU-qvj0pQ/viewform)

セキュリティの関係で Google フォームからの問い合わせが困難な方は、ご相談の内容をメールにてご連絡ください。

送付先アドレス：alps★fishfund.or.jp（★を@に置き換えてください）

件名：【問合せ】多核種除去設備等処理水風評影響対策事業

本文の記載内容：団体名（または企業名）、担当者名、担当者電話番号、相談の具体的内容